

地域国際化連絡会議（関東・甲信越ブロック）に参加して（報告）

平成 2 1 年 4 月 1 6 日
外務省総務課地方連携推進室

平成 2 1 年 4 月 1 6 日、総務省自治行政局国際室主催の地域国際化連絡会議（関東・甲信越ブロック）が開催されました。本連絡会議では、地域の国際化に係る最近の施策について、総務省、CLAIR、外務省及び関東甲信越の各自治体が説明・意見交換を行いました。外務省は、「地方との連携のための取組」をテーマに小泉地方連携推進室長が概要以下の説明を行いました。

1. 在外公館の利用促進事業

在外公館を自治体に開放し、経済交流（輸出・投資・観光等）や文化交流等を支援する事業。平成 2 0 年度は 1 6 件の利用あり。ケータリング等費用は自治体負担となるが、在外公館の持つ広い人脈を活かし、政府要人や潜在的バイヤー等を招くことができる。まだ本事業を活用されていない自治体の方は検討いただきたい。

2. 「グローバル外交ネット」及び「グローバル通信」

日本各地で実施される国際的活動を支援するホームページ「グローバル外交ネット」の開設及びメールマガジン「グローバル通信」の配信を新規事業として開始した。昨年 10 月、各自治体にご協力いただいたアンケート結果も掲載している。今後とも各自治体の意見を反映させ、内容を充実させたい。

3. 地域の魅力発信セミナー

在京外交団に対し、各自治体が企業誘致、観光情報等に関する情報を発信するセミナー。今年度は、東海・北陸地方（7/9）、北海道・東北地方（9/10）、中国・四国地方（日程調整中）の地域の魅力発信セミナーを開催予定。

4. 各自治体からの質問等

（問） 在外公館の利用は、目的が制限されますか？

（答） 特に目的が制限されるものではありませんが、主に輸出促進事業、文化交流などを目的とした事業が開催される場合が多いと思います。一方、場所としては、事務所の会議室や公邸のレセプションホールを使うことになると思われますが、自ずとその使用に適した行事ということになるでしょう。また使用期間は、在外公館の業務に支障のない範囲となりますので、継続的な使用には無理があるでしょう。基本的に 1 日の利用だと思います。

（問） 在外公館を利用して輸入促進事業を開催しましたが、ホールの図面が入手できない、写真撮影等、かなりの制限を受けました。

（答） 在外公館はセキュリティの観点から、利用していただく上で一定の制約があることについては、ご理解願います。

（問） 在外公館を利用して輸出促進事業を行った際、在外公館よりケータリング業者及び通訳者の指定がありました。料金も決まっており、支出上の困難が生じました。業者選定を自治体側でできないのでしょうか？

（答） できないということはありませんが、いずれにせよ在外公館と事前によく協議していただきたいと思います。

（了）